

埼玉県旅行サービス手配業者登録事項
変更届出提出書類一覧表

(登録事項の変更届出は、変更の日から30日以内とする)

令和8年4月～

表1 (旅行者自身に関する変更)

変更事項 必要書類		①	②	③		④	⑤	⑥		⑦	⑧		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
		個人		法人			主たる営業所		その他の営業所				商号	取扱管理者選任変更			
		事業者氏名	事業者住所	名称	法人代表者	本店所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	廃止					
届出書	登録事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	変更届出添付書類(1)	○	○	○	○	○	○	○	○							○	
	変更届出添付書類(2)										○	○	○	○			
戸籍個人事項証明書(改姓)		○															
登記事項証明書(登記簿謄本) 又は法人番号提供書(参考様式)				○	○	○											
住民票			○														
宣誓書					○												
営業所の使用権を証する書類 (賃貸借契約書又は建物登記事項証明書(登記簿謄本等))									○		○	○					
旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表													○				○
旅行サービス手配業務取扱管理者に係る以下の書類一式 ・ 履歴書 ・ 宣誓書 ・ 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の修了証 ※ 旅行サービス手配業務取扱管理者登録研修機関が実施する定期的な研修を5年ごとに受講させていることを証する書類 ※ 直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者については、その合格証書の提出をもって替えることができる(ただし、旅行サービス手配業務取扱管理者研修を5年ごとに受講する必要がある)。														○			○

※ 他都道府県からの転入の場合は、登録通知書の写し又は登録簿(業者控)の写しを添付すること

※ 商号変更の場合は、既存業者との類似を避けるため、事前に問い合わせのこと